

第5号様式（証人等調書）

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第17回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 
事件の表示	平成16年(行ウ)第20号	
期日	平成20年7月29日 午前10時00分	
氏名	根本雅博	
年齢	60歳	
住所	水戸市見和3-613-16	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人仙波操 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input checked="" type="checkbox"/> 証人大熊孝 <input type="checkbox"/> 鑑定人は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
別紙速記録のとおり		
なお、甲第43号証は、プレゼンテーションソフトを使用し、スクリーンに投影して示した。		
以上		

- (注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

宣

誓

良心に従って真実を述べ、

何事も隠さず、

偽りを述べないことを

誓います。

氏名 根本 雅博



速　　言記　　録 (平成20年7月29日第17回口頭弁論)

事　件　番　号　　平成16年(行ウ)第20号

証　人　氏　名　　根　本　雅　博

原告ら代理人（坂本）

まず、あなたは、昭和45年4月に、茨城県に入庁されたということですね。

はい、そのとおりです。

それは事務職ということですか。

はい、そのとおりです。

で、平成11年4月に、企画部水・土地計画課副参事になったということですね。

はい。

平成13年4月に、企画部水・土地計画課長になったということですね。

はい、結構です。

で、平成15年3月まで、その職にあったということですね。

はい。

で、平成20年3月に、茨城県の職員を退職したということですね。

(うなずく)

水資源行政に従事したのは、水・土地計画課に在任した、平成11年4月から平成15年3月までということでよろしいですか。

そのとおりでございます。

もともと、あなたは、事務職として入られたので、水関係の専門家ではなかったということですか。

はい。水・土地計画課に来るまでは、水関係は承知しておりませんでした。

あなたは、平成14年、2002年3月に策定された、いばらき水のマス

タープランの策定に関与されたということでよろしいですね。

はい。当時の取りまとめの実務的な責任者ということで、行いました。

その前の、茨城県の長期水需給計画の策定時期はいつごろだったか、覚えてますか。

平成9年の3月でございます。

甲第3号証を示す

茨城県長期水需給計画書ですけれども、これは御覧になったことがありますね。

ございます。

この計画書は、あなたも中身は読んだことがありますね。

はい、あります。

1ページを見てください。この長期水需給計画策定の趣旨は、本文6行目以下、「水に求められるニーズも変化しているが、水に求められるこのような新しいニーズに対応するためには、水の安定供給の確保ということが大前提になることは疑いのないところである。」と、こう書いてありますよね。

はい。

水の安定供給の確保というところが、この長期水需給計画策定の一番の趣旨だというふうに伺ってよろしいですか。

結構です。

同じく、1ページ目の真ん中辺に、「水の安定供給を確保するためには将来の水需要量を正確に見定める必要がある」と、こう書いてありますが、これは、このとおりでよろしいんですね。

はい。

で、「将来の水需要量を正確に見定める必要がある」というのは、この長

期水需給計画の後に茨城県が策定した、水の需給計画についても、同じことが言えるということでおろしいですか。

そうですね、基本的に変わりないと思います。

で、この茨城県長期水需給計画の目標年度とされていたのは何年だったか覚えてますか。

西暦2010年、平成22年でございます。

甲第3号証の13ページを見てください。表が2つありますが、上のほうの表を見てください。この表は、長期水需給計画における茨城県全体の水道の年間の給水量の実績値及び推計値を示したものとおろしいですか。

はい。

甲第43号証を示す

4ページの上のグラフを見てください。これは、こちらで既に提出してある甲第11号証という書証の図5に示された水需給計画のグラフに、今の、甲第3号証の13ページの上の表、茨城県が予測した給水量の推計値、これは単位が1000立米/年になってますけれども、これを1000立米/日に換算して、付け加えたものです。分かりますか。

はい。

これを見ると、長期水需給計画は、点線に×をつけた線が、長期水需給計画の予測になっていて、それで、この●のグラフが実績を示したもので、長期水需給計画は1997年に策定したものですね。

(うなずく)

これを見ると、長期水需給計画の1日平均給水量の予測というのは、この97年時点よりも、かなり上回った予測になってますよね。これは分かりますか。

被告ら代理人

異議がございます。証人に、この図面を知っているかどうか、まず確認を取っていただけますでしょうか。今日、当方で出しました、乙第217号証と全く違った図面になっておりまして、この図面で御質問されることについて、前提について、異議がございます。

裁判長

もともと出ていたものに、新たに加えておられるわけなんで、その作成過程とかが分かるかどうかから始まらないと、出てきた答えが整合するかどうかということがまず問題なんで、質問を工夫してください。

原告ら代理人（坂本）

長期水需給計画を策定した際に、その実績としては、何年の実績まで参照されたんですか。

ちょっと、その長期水需給計画の策定にかかわらなかつたもんですから、詳細には覚えておりません。

97年に策定したものだということになると、少なくとも、96年分までは参照できたということでよろしいですかね。

……長期総合計画のお話ですよね、旧マスタープランの前の話。
はい。

であれば、53年ごろから……ちょっと記憶がないんですけども。
期間については、ちょっと覚えてません。

よく覚えてない。

はい。

前年分の実績まで参考にしたということではないんですか。

前年分の実績が出てたかどうか分からんんですけども。

前々年はどうなんですかね。

ちょっと、そこまで。

よく覚えてない。

はい、五、六年たってるもんですから。また、長期計画そのものにタッチしてなかったんで。

長期水需給計画の策定の際に、何年分までの実績を参照したかというのは覚えてないですか。

将来目標ですか。

実績として、何年の実績まで参照したかというのは覚えてないですか。

……確かに、昭和57年から。

何年からではなくて、何年までの実績を参照したかは覚えてないですかということです。

.....。

甲第3号証を示す

6ページ、7ページを見てください。何年までの実績を参照したか、分かりますか。

.....。

8ページの下のほうに、「実質製造品出荷額」という表がありますが、これを見ると、1995年まで書いてありますね。

はい。

ということは、1995年の実績まで参照できるということでよろしいんですか。

1995年というのは、昭和の時代ですよね。

1989年が平成元年ですよ。だから、1995年は平成7年でしょう。

はい……昭和57年から平成7年だったというふうに記憶してるんですけど。

裁判長

昭和57年から平成7年までの実績を考慮したことであると。

私の記憶でございます。

原告ら代理人（坂本）

95年、平成7年まででいいんですね。

.....。

よく覚えてないですか。

ちょっと今.....。

覚えてない。

ええ、ちょっと上がっちゃってるもんですから。

甲第3号証を示す

42ページに、表が2つ載っていますけれども、上のほうの表を見てください。これを見ると、目標年度、2010年における水道用水の確保水量は、21.604立米/秒、工業用水の確保水量は27.666立米/秒と、こうなってますよね。

はい。

それから、目標年度における最大取水量は、水道用水が24.344立米/秒、で、工業用水は、17.783立米/秒と、こうなってますね。

はい。

で、2010年度、目標年度の確保水量と最大取水量を比べてみると、確保水量について、水道用水と工業用水の水量を足したものは、最大取水量の水道用水と工業用水を足したものよりも多いですね。

ええ。

分かりますか。

はい。

目標年度で、最大取水量よりも、確保水量のほうが多いですね。

はい。

それで、確保水量の欄を見てみると、1991年から2010年まで、ほとんど変わりませんよね。水道用水にしても工業用水にしても。

確保水量はそうですね。そんなに変わりないですね。

ということは、この計画では、目標年度における確保水量は91年、95年、つまり、長期水需給計画策定時において、既に十分に確保できていたということでおろしいんですかね。

確保水量というのは、横ばいだということですんで、このスパンだけ見ると、そういうふうなことになるかなという感じはしますけれども。

この計画では、目標年度において、十分な水量を、既に、その計画策定時において確保していたということでよろしいんですよね。

はい。

で、この計画の、水道用水の目標年度を見ると、確保水量よりも最大取水量のほうが若干多いんですけども、これは分かりますね。

分かります。

水道用水は、確保水量のほうが最大取水量よりもちょっと少ない。その一方で、工業用水は、目標年度を見ると、確保水量のほうが最大取水量よりも、かなり多いですよね。

(うなずく)

ということは、この計画は、工業用水から水道用水への大幅な転嫁、転用を前提とした計画だったと、こういうふうに見てよろしいんですかね。

まあ、需給バランスを考えることであれば、需給バランスは欠いておりますんで、そういうことを検討しなければならないというのは、どこかに書いてあったと思います。

この長期水需給計画では、茨城県は、八ッ場ダムであるとか、霞ヶ浦導水事業への参画は、計画していましたか。

しておりました。

目標年度を見ると、既に、その計画策定時において、十分な水量を確保し

ていたわけですよね。

(うなずく)

ということは、茨城県にとって、霞ヶ浦導水事業であるとか、八ッ場ダム事業であるとか、そういうしたものに参画する必要はなかったんじゃないですか。

この時点では、水資源開発事業をどうするのかというふうなことについて、これから、370万人の人口を想定しておりましたので、その分の水道事業が、水道量が増える可能性があるということで、工業用水は余りますけども、そこに転用してはどうかという考え方があったようです。

茨城県は2002年、つまり、平成14年3月に、いばらき水のマスター プランを策定しましたね。

はい。

で、2006年に新しいプランを策定しているので、旧プランというふうに言いますけれど、分かりますか。

分かります。

甲第4号証を示す

これが、その旧プランということでいいですね。

はい。

甲第4号証の44ページ、策定検討委員会の名簿を見てください。で、この下の欄に「(県関係)」とあって、「企画部水・土地計画課長」と書いてありますが、この計画が策定された当時の計画課長は、あなただったということですね。

はい、そうです。

で、その関係業務の欄を見ると、長期水需給計画の策定、工業用水の需給計画の策定などと書いてありますが、この計画の策定の中心になったのは、

あなただったというふうに聞いてよろしいですか。

水・土地計画課というのは、飽くまでも、相互調整的な役割でございますんで、実際に行うのは、企業局とか、あるいは、保健福祉部の生活衛生課、更には、市町村の水道事業、そういうところで、私どもは飽くまでも、相互調整という立場でやっておりました。同じページの下の表、委員会の開催状況と調査検討事項の欄を見てください。これを見ると、委員会が第1回から第5回まで、5回やられたみたいですね。

はい。

あなたが、水・土地計画課長になったのは、平成13年4月でしたよね。
そうです。

ということは、あなたが課長として参画したのは、第3回から第5回までと。

はい。

で、第1回、第2回は、あなたが課長になる前ですけれども、あなたはその当時、副参事だったですよね。

そうです。

副参事として、この第1回と第2回の委員会にも参加したということでいいですか。

オブザーバーですけども。課長がおりましたんで、課長が委員になったと思います。

あなたもオブザーバーとして出てたということですか。

はい。

じゃあ、第1回、第2回の内容も、あなたは御存じなわけですね。

はい。

ところで、従前の、平成9年の長期水需給計画を改定して、この旧プラン

を作った、策定した理由というのは、何だったんですか。

これは、平成13年12月でしたか、県の企画部というところに、県の長期総合計画というものを担当するセクションがございました、そこで、総合計画の策定というものを担当しておりました。で、当時の、少子高齢化の進展とか、そういうものも踏まえて、茨城県の人口が、本当に計画どおり伸びるのかというような問題もございまして、見直しをするというふうなお話がございまして、実は、表に出てませんけども、最終的には、平成12年の12月にまとまつたんですけども、実務的には、平成12年の春ごろから、府内内部の検討が始まりまして、そのときに、水・土地計画課も、この前提となる計画に乗ってたもんですから、当然、前提が変われば、水の事業計画も、この計画も変えざるを得ないと、変えるべきだというふうなことで、検討はいたしておりました。

要するに、長期水需給計画における人口の伸びの予測だとか、水の需要の予測だとかが過大になってきたので、下方修正をするというのが、一番大きな眼目だったのではないんですか。

要するに、社会・経済情勢の変化とか、少子高齢化が、想定した以上に早いスピードで伸びてきたということも踏まえて、大もとの、そのところを見直す必要があるだろうということから出発したものですから。

要するに、長期水需給計画のときの人口予測が、どうも過大だったということが分かったということなんでしょう。

まあ、結果的には、そういうことだと思いますけど。

乙第161号証を示す

25ページ、茨城県人口の推移と想定という棒グラフを見てください。これは、今、あなたがおっしゃった、平成12年12月の長期総合計画の際

に、茨城県が推定した、茨城県の人口の予測ということですかね。

はい。

平成12年以降のね。

はい。

この人口予測が、旧プランの基になっているということでよろしいですか。

それは結構です。

この人口予測というのは、何に基づいてなされた予測なんですかね。

これは、確かに、県の企画部企画課だと思いますけれども、茨城県の社会的な人口の伸び、移動ですね、自然に増えるのかどうかとか、そういういった出生の関係とか、外部から移動してくるのか、社会的な要因とか、そういうものを踏まえて、それから、その当時、開発を予定されていた、いろんなプロジェクト事業がございまして、つくば沿線開発事業とか、常陸那珂港の開発とか、圏央道の開発、そういうもろもろを加味しまして、そういうものを付加して、推計したというふうに聞いております。

いろんなものの、もろもろを加味して考えた、非常に大ざっぱな予測だというふうに考えてよろしいんですかね。

まあ、一応、積み上げとか、そういうものをやったと思うのですが、それにプラスアルファをしたというふうに考えております。

ところで、旧プランは、平成14年3月に策定されましたよね。この平成14年3月というのは、あらかじめ、この時期に出そうという計画の下で作られたものだったんですか。

平成14年の3月に策定をいたしましたけれども、この目標年次が、平成32年というのが出ておりました。で、こういうものが出ていながら、今の計画で進むわけにはいかないということでございまし

て、なぜ平成14年の3月かということは、なかなか難しいんですけども、実は、内々のお話をさせていただきますと、先ほど申しましたように、平成12年の12月に最終決定したんですけれども、その前の春ごろから、各課と協議をしてるんですよね。どうも人口が伸びない、これだけ減りそうだと。で、各課で、そういうものも前提にして、検討してほしいというのがございまして、水・土地計画課では、生活衛生課とか、企業局とか、あるいは河川課とか、そういうふうな、水に関連するところと、事務的な検討を、先行して行ってたんですね、そうしないと間に合いませんので。それで、結論としては、そういうものが大体、アウトラインができてきて、じゃあ、こういうふうに県として行くべきだろうというものが固まって、まあ、霞ヶ浦導水事業の計画変更というものが浮上したんすけれども、それは、国が相手なものですから、それから、いろんな利水者がいるものですから、これを早く進めないとまとまらないだろうということで、確かに、平成14年の4月に、茨城県知事の名前で、正式に国土交通省に、3.5トンの削減を要望したという経過がございます。

人口の将来予測について、国立社会保障・人口問題研究所というところが、定期的に、各県別の人団予測をしてるということは知ってましたか。

知っています。

平成14年3月付で、この研究所が将来予測をやってますよね。

はい。

ちょうど、旧プランの策定時期と重なってますよね。分かりますか。

はい。

旧プランの策定時期に、人口問題研究所が人口予測を出すだろうということは、大体分かってたんじゃないですか。

計画の、企画部の段階では、当然、人口のフレームを出すときには、そういうものを参考にしますので、十分意識してたと思います。意識してると。

だと思いますが、ただ、人口問題研究所の試算したものと、茨城県がこれから産業発展をしていくというところで、新たに人口が増えていくというものを、その人口問題研究所のほうには、多分、盛り込ませていなかったと思いますので、そういうものを抱き合わせて、県のほうで、それを加味しながら算定したというふうに思ってます。それは企画部のほうでございます。

国立社会保障・人口問題研究所の予測というのは、当然、国の研究所がやるものですから、かなり権威のあるものだというふうに伺ってよろしいですかね。

それはそうなんですけれども、全国の中で、その地域の特性というのがありますんで、茨城県は、これから発展をするという前提の下に、プラスアルファが出てくるということは、当然、茨城県の中ではあり得るというふうな前提でおりましたんで。

そうすると、茨城県の予測というのは、県の独自の立場の、かなり希望的な観測が加味されているということになるわけですね。

希望的観測というよりは、そういうふうな方向に向かって、施策を進めていくというふうな、意思の表れだと思いますけど。

それは意思の表れということですね。

はい。

平成19年7月17日付け原告第10準備書面を示す

24ページ、図2を見てください。この△の点線、これが2002年の、つまり平成14年の、国立社会保障・人口問題研究所の予測なんですけれども、これを見ると、2010年がピークになって、それ以降、茨城県の

人口は下降するという予測になっているんですけど、旧プラン策定時において、その2002年、つまり平成14年の人口問題研究所の予測が、こんなふうになるだろうということは、大体、予測できていたんですかね。

企画部のほうでは、当然にそれは見てると思いますけれども、県の計画では、やっぱり、つくば沿線開発に伴う住宅開発とか、あるいは、陸海空の交通ネットワークに伴う、そういう沿線開発、住宅開発、それゆえに、住宅による人口増というのも加味してたようなんで、必ずしも、そのとおりになっているとは思いません。

ところで、旧プランの目標年度とされたのは、平成32年、2020年ということでおろしいですか。

はい、結構です。

(以上 安江則子)

甲第11号証を示す

34ページの図4を見てください。この●で示したものは、茨城県の水道の1日最大給水量の実績なんですけれども、このような実績だったということでおろしいですか。

私が在籍していたころ以降のことは、ちょっと、存じませんけれども、在籍した当時の実績は、これで間違いないんじゃないかとは思います。

で、この△で、点線で示したもののが旧プランの予測を示したものなんですけども、大体こんなものでよろしいですか。

大体、平成元年度から平成10年度。

まず、この△が、旧プランの予測を示したものだというふうに聞いていいですか。

こちらですか、ずっと。これは、そのとおりだと思います。で、旧プランの策定がなされたのは、2002年だったですね。

はい。

旧プランは、何年の実績まで参照して作ったものですか。

平成元年度から平成10年度までの実績値等を基に算定をしています。一番最初の、この△のところですかね、こここのところですね。で、旧プランが策定されたのが平成14年でしたよね。

はい、14年の3月。

で、参照した実績は、平成10年とおっしゃいましたよね。

平成元年から10年です。

ということは、策定時において、既に4年間のブランクがあるわけだから、少なくとも、平成10年から平成13年までの実績というのは、参照できただはずじやないんですか。

平成10年を基に作業をしておりましたので、その最新値というか、13年というのは、数字、出ておりませんので、それは、ちょっと無理だと思いますんで。

いや、12年までは参照できたはずですよね。

作業としては進んでましたので、平成10年ということで区切りました。

でも、参照しましたよね、12年までは。

12年は参照しておりません。

していないんですか。

ええ。

策定には参照しなくても、策定作業中に見たでしょう、11年、12年の実績値って。

それはですね、一応、平成10年度で区切ろうということでしたので、13年、14年というのは、そのタイム・ラグがございますけれども、14年の3月ということは13年度なんですね。ですか

ら、その前の年の数字というのは参照しておりません。

でも、11年、12年は見たでしょう、数字。

いや、私は見ておりません。

10年で区切ったとしても、じゃあ、11年、12年が、実際、どうだったかというのは、気にならなかつたんですか。

ちょっと、その10年間の実績を見れば、推定はできるというふうに考えておりました。

茨城県の水道の1日最大給水量の実績を見ると、95年、平成7年から、実績としては、ほとんど伸びていませんよね。

はい。その前に、この表は1990年なんですけども、実際は、その1年前から始まっているんですよね。その数字というのは、結構、低い数字なんです。

ただ、95年までは、ちょっと伸びてきたように見えますけど、その後、横ばいになっているでしょう。

一時的にですね。それ、何年をおっしゃってるんですか。

95年、平成7年から平成10年までの間、横ばいになってるでしょう。

はい。

分かりますよね。

いったん下がって上がってると

いったん下がって、上がって、また下がって、総体的に見れば横ばいになつてゐるでしょう。

ただ。

横ばいになつてゐるでしょう。

1989年から見れば、総体的な流れとしては、上がつてると

ふうに見たほうがいいのかなというふうに私のほうは判断します。

甲第11号証の34ページの図5を見てください。これは、同じような図

ですけども、茨城県の水道の1日平均給水量の実績と予測を示したもので、●が実績値なんですけども、大体、県の実績値って、こんなものだったということでおろしいですか。

実績はそうだと思います。

この1日平均給水量を見ても、95年までの上がり方と、95年以降の上がり方、かなり違いますよね。

ええ。

分かりますね。

はい。

で、△が、茨城県の旧プランの予測ですよね、分かりますね。

はい。

その、直近の上がり方と比べて、旧プランの予測は、かなり上がり方が急になっているように思うんですけど、いかがですか。

平成10年度というのは、西暦何年度ですか。

平成10年度は1998年度です。

2000年の前ですよね。私どもが取ったのは平成元年度から10年度ですから、今から10年前ですか。ですから、1998年までですので、これまでの傾向としては、これは後の数字であって、我々が比較したところは、上がってるというふうに見たほうがよろしいんだだと思いますけども。

上がり方も、直近と比べて、かなり、急勾配な上がり方を予測してるんじゃないですか。

いや、大体の傾向としては、上がってる。この1989年の数字がもっと低いものですから、傾向としては、これは、そんなに間違っていないんじゃないかなというふうには認識しておりました。

この1日最大給水量、1日平均給水量が、右肩上がりに伸びていくという

ふうに予測した理由というのは、これは、人口が増加するということが一番大きな理由ということですか。

ええ、人口の増加ですね。それから、要因別にではですね、水洗化率の上昇とか、核家族化ですとか、あるいは、地下水の併用井戸の転用、そういうしたものも加味すれば、家庭用水の全体が増えるというような予測をしておりましたので、そういうものが、増えるという要因だと思います。

甲第11号証の35ページの図8を見てください。これは、茨城県水道の1人1日最大給水量の実績と県の予測を示したもので、●が実績を示したものですが、茨城県の実績というのは、大体こんなものだということでおろしいですか。

実績だからそうだと思います。

△が、旧プランにおける予測を示したものでいいですね。

はい。

実績は明らかに下降してますよね。

はい。

にもかかわらず、旧プランでは、右肩上がりの予測をしてますよね。

(うなずく)

これは、どうしてこういう予測になったんですか。

多分、負荷率の問題がありまして、これは、季節というか、非常に変動するんですよね、気象条件とか、そういうものによって変動します。ですから、その取り方によって変わってくるのかなというふうには思っておりますけども。

これは、1人1日最大給水量なんですけれども、1人1人の人が1日に使う水の量が、急激に増えていくという話でしょう。

はい。

なんで、1人の人が1日に使う水の量が、どんどんどんどん増えていくんですか。

あと、それから、先ほどの、併用井戸の転用というものが出てくると思います。

いや、だから、1人の人が使う水が、どんどんどんどん水が増えてくるということは、どうしてこういうことになるんですか。

併用井戸の転用というのは、水道に参画している方々の中で、井戸も持っていますよという方々で、井戸を使えば、水道用水の実績に上がってこないんですよね。それで、前にちょっと見てみたんですけども、茨城県全体の1人当たりの平均使用水量が、全国の平均使用水量より約50リットルから60リットルぐらい少ないんですよ。これは、茨城県民が水を使用しない生活様式を送っているというふうには考えられませんので、この部分は、併用井戸を利用しての方々の、表に出ないデータだろうというふうに推察をしております、その分だと思います。

結局、1人の人が使う水の量は、別に、それほど増えるわけではないということですね。

そうです。表に出てるかどうかの話なんですよね。

だから、1人の人が使う水の量というのは、増えるわけではないわけですね。

水道のほうにのるかというふうな違いだけですよね。

今、負荷率という話がありましたけれども、負荷率というのは、上がったほうが給水効率がいいわけですよね。

ええ。

乙第164号証を示す

30ページの下の表を見てください。これは、旧プランの当時、県が調べ

た実績値と負荷率の予測値ですね。

はい。

茨城県全体を見ると、92年、93年、94年、95年と、ずっと負荷率が上昇してますよね。

はい。

分かりますね。

はい。

にもかかわらず、予測値としては、2010年、2015年、2020年、いずれも80.0となってて、上昇傾向からがくんと落ちた値を予測値としているんですけど、これはどうしてなんですか。

これはですね、やはり、先ほどの平成元年度から10年度、この中における実績を見て、低いほうと、高いほうを分けて見てみたんですけども、低いほうの最小値の平均を出したということでございまして、各水系ごとにですね、茨城県の最小値に近い実績値5か年分だと、上の表の一番右に79.8%という平均値が出ております。これをちょっと丸めて80%というふうにいたしまして、これを採用したと。これは、なぜかというと、我々行政としては、水が足りなくなるというのが一番困りますので、水の安全性の確保から、安全側に見たということでございまして、仮に、高いほうで採用した場合に、70%とか、そういった低い容量になっちゃうと、水、どうするんですかという話になっちゃいますので、そういう安全性を見て、80%というふうに設定をいたしました。

と、上昇傾向からはちょっとずれた予測をしてますよね。

上昇傾向は、これ、最近のものだと思います。私どもがいたころは、10年間の平均値を見ていただいても、これ1989年からですから、大体、この推計でも80.2%。

でも、平均値を見ると、ほとんど80%超えてるでしょう。

ええ。ですから、どの数字を使うかということは、これは、非常に年度によって変わるんですよね、78%だという時代もありました。

それは、大分、古い時代ですね。

ええ、それからずっと経緯してて、80%というのも確かにありました。ですから、こういうものを踏まえて、80%というところに線を切って、そういうところでやったほうが、安全性という観点からはいいだろうという、県の施策として判断したということでございます。

県の施策ということですね。

はい、そうです。

甲第4号証を示す

13ページ、14ページの、需要量の見通しというグラフを見てください。この平成22年度の欄を見てほしいんですけども、水道用水の需要量の見通しは、1473掛ける1000立米/日、工業用水の需要予測は、1512掛ける1000立米/日となってますよね。

はい。

この合計は、2985掛ける1000立米/日ですよね。

はい。

次、甲第4号証の16ページの上のグラフと真ん中のグラフを見てください。平成22年度の供給の見通しを見ると、水道用水が1023、工業用水が2068となっていて、この合計が3091になってますよね。

はい。

先ほど、平成22年の最大取水量の予測は2985、供給予測が3091、ということは、この平成22年度においては、供給量のほうが多いですね。

はい、工業用水のほうはですね。

平成22年度時点の供給のほうには、ハッ場ダムとか、霞ヶ浦導水事業はまだ入ってないですよね。

ハッ場ダムは、工業用水、入ってませんので。水道用水だけですね。

だから、平成22年度の水の供給の予測には、この時点では、まだハッ場ダムは入ってないでしょう。ハッ場ダムは完成してないでしょう。

完成しておりませんけれども、その前提として、ハッ場ダムにその水量を確保するという前提ではやってますけども。

いや、だから、平成22年の段階では、まず、ハッ場ダムは。

完成はしてませんよ。

ハッ場ダムは完成していないから、この供給量の中には、ハッ場ダムからの水は入ってこないでしょう。

まあ、暫定水利権という意味ですか。

ハッ場ダムから供給される水というのは、入ってないでしょうということです。

ちょっと、質問の趣旨がよく分からんんですけども。

裁 判 長

ハッ場ダムができていることを想定した水の量が、今のこの表の中に入っているかどうかという質問ですよね。そういう質問では、理解していただけますか。

需給バランスを見たいということであれば。これに入っているかどうかということなんですか。

原告ら代理人（坂本）

そうです。単に入ってるかどうかということです。

.....。

よく覚えてないですか。

ちょっと……。

甲第4号証の40ページの表2を見てください。利根川水系のハッ場ダムは、平成22年度完成で、霞ヶ浦導水事業は、平成22年度完成と書いてありますが、分かりますよね。

はい。

で、先ほどの甲第4号証の16ページのグラフを見てください。この水の供給量は、平成10年から平成22年、ほとんど増えてないですよね、分かりますよね。ということは、この平成22年の供給量、ここは、ハッ場ダムとか、霞ヶ浦導水事業からの水というのは入ってないということでしょう。

……ちょっとよく見てみると分からぬんですけども。

平成22年の後で、急に水の供給量が増えてるけれども、これは、ハッ場ダムとか、霞ヶ浦導水事業の水が入ってくるから増えるんじゃないんですか。

一応、完成予定年度の翌年に供給されるという前提ではやっていると思いましたけども。

だったら、平成22年度は入ってないわけでしょう。

そうですね。

で、平成22年度において、需要よりも供給のほうが多いわけでしょう。

はい。

で、先ほどの甲第4号証の13ページ、14ページを見てください。平成22年度の後で、水の需要が多くなってますけれども、こういう予測をしたのは、ハッ場ダム計画だとか、霞ヶ浦導水事業計画に参画するために、あえて需要を増やしたということではないんですか。

これは、カウントの問題だと思うんですけども、やはり、完成をし

ていなければ、完全な安定な供給というふうになりませんので。

裁 判 長

今の質問の趣旨、分かりますか。

質問の趣旨がちょっと分からぬんですけども。

原告ら代理人（坂本）

平成22年度の水の供給予測及び需要予測を見ると、需要よりも供給のほうが多いんですよ。その22年の後でも需要が増えるという予測をしているのは、結局、県としては、八ヶ場ダム計画だとか、霞ヶ浦導水事業計画に参画するために、水増しした需要の予測をしてるんじゃないですかということです。

いや、そういうことではないと思うんですけども。水のマスタープランの最終的な需要供給のバランスというものが出てると思うんですが。都市用水の需給バランス表が出ておりましたですよね。

裁 判 長

何ページですか。

41ページに、県全体の平成32年までの水需給バランス表とありますよね。この中で、水道用水の供給量から需要量を差し引くと、2.118トン減ります、少ないですよと。工業用水は、約3.76トン多いですよと。

原告ら代理人（坂本）

だから、それは、県が2010年、平成22年以降も右肩上がりの予測をしたから、そういうことになっているという話でしょう。

ですから、これを是正するために、霞ヶ浦導水事業の計画変更を行って、これを、最終的には、供給量と需要の差を減らしたんですね。

被告ら代理人

甲第4号証、乙第160号証を示す

同じものです。今のところで言うと、17ページを見てください。水道用水の需要予測が赤で書いてあって、供給の予測が青で書いてある。これが、当時の、旧プランのときの考え方ですね。

そうです。

そのときに、工業用水のほうは余るけど、水道用水は足りないと、そういう予測ですね、当時は。

そうです。

農業用水については、本件で問題になっていないので。42ページを見てください。その水需給バランスの現況と見通しという一番下のところに米印がついてます。これを読んで記憶を喚起してください。22年は、どういうふうにカウントしたんですか。

平成22年における水道用水の不足水量につきましては、開発中の水資源施設からの暫定水利権によって対応するという考え方でございます。

つまり、暫定水利権でカウントしているということでよろしいですか。

はい。

甲第3号証、乙第211号証を示す

その旧プラン以前の第1次プランの7、8ページを見てください。先ほど、原告代理人から、この長期水需給計画、一番最初の水需給計画の実績年は、どこからどこまでですかと質問がありました。ここに実績値ということです1982年、1991年と書いてありますでしょう。つまり、どういうことですか、もう一度ゆっくり思い出してください。

1982年から1991年を実績というふうにとらえたということです。

つまり、昭和57年から平成3年までを実績年としてとらえているわけで

すね。

(うなずく)

同じく甲第3号証、乙第211号証の38ページを見てください。ここに、当時の確保水量ということで、利根水系の中に、八ッ場ダムが挙がってますね。

はい。

確保水量というときには、こういうものを全部カウントしてるんですね。

はい。

それでよろしいですか。

はい。

先ほど、この第1次長期水需給計画から旧プランに移行するまでの間に、あるいは、その後かもしれませんけど、あなたのほうでもって削減したのがあるとおっしゃいましたね。それを説明していただけますか。どれを削減しましたか。

私が在籍した当時のものでよろしいですか。

はい、結構です。

思川開発事業、これは、茨城県は利水権参画しておりません。県西の五霞、総和、古河、この3市町が参画をしておりますけれども、これが0.03トン削減をしております。これは、各市町の独自の判断によるもので、マスタープランによって削減したものではございません。それから、あと1つ、平成14年の10月に霞ヶ浦導水事業から3.5トンの削減をいたしております。

4.138トンから、3.5トンの削減ですか、そういうことでいいのかな。

茨城県が霞ヶ浦導水事業で確保していたのは、8007トンなんです。それで、細かい話なんですが、霞ヶ浦導水事業は、那珂川開発分と霞ヶ浦開発分がございまして、那珂川開発分のほうから削減し

たのが 1.0 トン、それから、霞ヶ浦開発のほうから削減したもの
が 2.5 トン、合わせて 3.5 トンということでございます。

ちょっと、今、間違えましたのは、先ほどの 38 ページを見てください。
霞ヶ浦導水というのは、利根水系で。

そうです、水系ごとにちょっと違います。

利根水系で 4.1 38、それから、今度は那珂水系でもあるし、久慈水系
でもある、3つのところでもって開発水があるわけですね。

はい、そういうことでございます。

それを。

合わせますとということです。

合わせまして、どれぐらい減らしたんですか。

それを全部合わせまして、3.5 トンでございます。

それ以外に、あなたの在籍中に減らしたというのにはありますか。

在籍中はございませんが、その後、ちょっと聞いてるところによる
と、湯西川ダムの削減があったように聞いております。

それは、あなたの去られた後ですね。

出た後なんで、ちょっと数字が分かりません。

八ッ場ダムは削減しませんよね。

ええ、しております。

甲第 4 号証、乙第 160 号証を示す

1 ページを御覧になってください、「はじめに」というところに、この旧
プランを策定した趣旨が書いてありますね。

はい。

このとおりでよろしいんですね。

結構でございます。

あなたは、先ほど、少子化という言葉を非常に強調されてましたけど、少

子化だけじゃありませんよね。

はい、ありません。それは、1つの例でございます。

全部言つていただかないと、誤解を招いちやうから。

すみません。

ここに書いてあるのが、その旧プランの策定の理由ですね。

はい。

(以上 千葉真由美)

甲第11号証を示す

34ページの図4と図5を見てください。図4のほうが予測値の勾配が急ですね。

はい。

それはなぜですか。

これは、先ほど申しました負荷率の掛け方によって、変わってくるんですけれども。

負荷率の取り方によるんだと。

はい。

要するに、負荷率を安全側に取っているからでしょう。

そうです。

それから、ここの図面って、全部、平成元年が抜けていますね。つまり、1989年が実績値の最初なんだけれども。

ええ、そうですね。最初申しましたように1989年のところから、平成10年度までの実績値とか、そういうものを用いましたので、できますれば、この表にあと1年加えていただければ有り難かったなというふうに思っております。

乙第217号証を示す

これでは、平成元年から出していますね。

はい。

平成元年を抜いちやうのと、入れるとでは、大分。

そうですね。平成元年の数字は、その次の年に比べて大分低いという数字が出ておりますので、これを除いちやうと、ちょっと正確な傾向なのかなという疑問はございます。

それから、平成10年までの実績値を用いたとおっしゃいました。ところが、旧プランを策定したのは平成13年度ですね。

(うなずく)

そうしますと、例えば、平成11年の正確な実績値というのは、いつ上がってくるんですか。

前年のは出てこないと思います。

平成11年のものは、14年の3月に上がってくるんですか、それよりも前に上がってくるんですかと聞いているんです。

後だと思います。

いつごろですか。

すぐには出てこないと思うんです。14年の3月ですので、13年度のデータがそれまでにまとまっているのかどうかということは、ちょっと私には分かりません。

今聞いたのは、平成11年度はいつ分かるのかということです。先ほど、原告代理人から、もう分かっていたでしょうと聞かれたでしょう。

はい。

だから、平成11年度の実績値は、あなたは、いつ分かっていたのですかと聞いているんです。正確に言えば、いつ正式なものとして上がってきますかということです。

何月ころにまとまっているかというのは、ちょっと、今、答えられないんですけども。

少なくとも、旧プランを作ったときに、平成11年度の実績値は分かつてないんでしょう。

分かつてないと思います。

まあ、出版するときは出ているかもしれないけど、作成しているときには、まだ分からぬということですか。

それで、水需給バランスの検討をして、議論をしたのはもう少し前なんですよね、実際は。

旧プランの検討をしたのはもっと前だということですか。

実際はもっと前なんです。

甲第11号証を示す

35ページの図8と図9を見てください。図8、1日最大給水量というのを見ると、下がっているのに、右上がりになっているみたいに、先ほど、原告代理人から御質問がありました。正確にお答えください。どうしてこういうふうになるのか。

1日最大給水量というのは、先ほど申しましたように、負荷率で割るんですよね。で、負荷率そのものが、気象条件に非常に左右されると。

気象条件というのは、毎年、毎年、違うわけでしょう。

そうです。ですから、17.8%，これは私どもでは20というふうに取ってますけれども、17.8%のときもあるし、21のときもあるし、ということなので、私としては、利水の安全性を見て、5年間の低いほうのやつの平均値。

20ですね。つまり、80。

そうです。それを採用したということです。

80を採用してるわけでしょう。

はい。

そうすると、季節変動が、負荷率が大きいから、線を引くわけにはいかないということですかね。

はい。

それに対して、図9、平均給水量が出ています。これは、近似曲線に割合近いですね。平成元年が出てませんけど。

はい、近いと思います。

それと、先ほど、導水のあれを減らしたとおっしゃいました。それはなぜ減らしたんでしょうか。

先ほど申し上げたような気がするんですけども、平成12年12月に県の長期総合計画が正式に改定されまして、人口が減ったと。ということは、その日突然減ったわけじゃなくて、その春ごろから検討をしていたわけですよね。それは、関係課のほうで、水・土地、あるいは生活衛生課、企業局、そういうものを含めて、どういうふうに対応しようかと、大前提が崩れるものですから、どういうふうに対応しようかと。水が余ったんでは困るよということで、内々、議論をしてたんです。

端的に言うと、なぜ、ほかでもない開発水じゃなくて、導水なのということがあります。

茨城県の水資源開発は、霞ヶ浦が80%を占めているんです、水源として。で、これがいいのかどうか。つまり、水質事故があった場合に、いろんなチャンネルの水系を確保しておく必要があるんではないかという考え方もございます。それから、利根水系の確保水量というのは、茨城県、後進県で、乗り遅れたんですね。ですから、非常に少ないと。そういう中で、じゃあ、どこを減らすんだと、それが1点と、それから、既に暫定水利権で施設整備をしているところは、施設が、場合によっては、バーになっちゃいますので。それ

から、進ちょくしているときにやめた場合に、負担金を返さなくちゃならないと、あるいは補助金も返さなくちゃならないというものが出てくるでしょう。そうすると、茨城県の財政負担上、非常にメリットがないと。これは利水量を減らすのが目的ではないので、県の財政負担を減らすのが目的でございますので、茨城県としては、そういう中で、まだ進ちょく状況が進んでいなかった霞ヶ浦導水事業を削減していただければ、そういう問題が、一応、解消して、これが一番だというふうに判断をしたわけでございます。

水道水は企業局がやってますよね。

そうです。

あなたのところじゃないですよね。

ええ、私のところは、全体的な総務調整部門なので、対国との折衝とか、あるいは関係機関との調整とか、そういうものをやります。つまり、減らすのは、あなたではなくて、企業局なんですね。

そうです。企業局のほうの、事業主体のほうの意向で、これを減らすかどうかという。私どものほうが減らせと言うわけにいきませんので。

あなたのほうで、この水需要予測をいろいろ聞かれています。水需要予測によって水源開発するんですか、あるいはそれで削減するんですか。どうなんでしょう。

水需給予測というのは、飽くまでも、長期的な展望に立って、行政の指針を示しているだけのものなので、個別の事業につきましては、その事業主体が個別に判断して、財政的な問題とか、地域性の問題とか、水融通の問題とか、そういうふうな、総合的に判断するものでございますので、このマスタープランがそれを拘束するものでも何でもないし、このマスタープランによって、個別の事業が決まる

というふうなものでもございません。現に、今回の導水事業は、そういうことでございます。

ハッ場ダムに参画した理由について、簡単に述べてください。

県南、県西地域の工業用水、あるいは水道用水ですか、そういうふうな事業体がございまして、幾つかの市町村がバックにおります。そういうところで、各市町村の議会の議決を得て、茨城県の議決も得て、要望が出ております。それに基づいて計画がなされていて、それに基づいてハッ場ダムの申請がなされて、確保されたと。また、暫定水利権も得ているということでございます。

そのハッ場ダムを水源としている事業体、県の事業体は、水道用水でやるとすると、水道用水供給事業ですね。

はい。

受水者は市町村ですね。

そうです。

で、県が、そのハッ場ダムを水源の1つとしているのは、どことどこですか。

県南、県西、それぞれあるんですけども。

正確に言うと、県南広域水道用水供給事業、県西広域水道用水供給事業ですね。

そうです。

その2つが入っているんだけれども、こここのところの将来は、どういうあれになっているか、知っていますか、聞いてますか。

それは、詳しくは仙波課長のほうへお譲りしたいと思うんですが。最後に、水源行政に携わる者は、どういうことを重視して、何を考えてやっているのか、おっしゃってください。

私どもは、茨城県の行政を預かっている立場でございます。で、水

資源行政、あるいは水道事業、そういうものを進めていくに当たって一番大切なのは、県民の安定的な生活を維持していくと。あと1点は、産業発展を進めて県民の福祉向上に資すると、この2つが大きな目的でございますので、茨城県の姿勢としては、まず、基幹インフラである水、これにつきましては、不足することは絶対許されないと、そういう観点です。それから、渇水とか、そういうところもございますけれども、そういうところで、我慢すればいいということは、行政としてはやりたくないということでございますので、これは、世論調査でもやりましたけれども、それは、我慢はできないよということもございましたので、茨城県に携わる、行政としては、もちろんコストを考えるのは当然でございますが、基本的には、県民生活の向上に資する、水道法の姿勢によります、低廉で安定な水を供給するというふうな安全性というものが一番大事ではないかというふうに認識しております。

原告ら代理人（坂本）

甲第4号証を示す

42ページを見てください。先ほどあなたは、平成22年における水道用水の不足水量については、開発中の水資源施設からの暫定水利権により対応予定だと、そういうふうにおっしゃいましたよね。

はい。

でも、この開発中の水資源施設からの暫定水利権により対応予定というの、那珂水系の話でしょう。

どこですか。

先ほど被告代理人から、42ページを示されて、平成22年における水道用水の不足水量については、開発中の水資源施設からの暫定水利権により対応予定とおっしゃいましたけれども、42ページは那珂水系の話でしょ

う。

いや、42ページはそうでございますが、ほかの水系のところにも書いてございます。

じゃあ、甲第4号証の41ページを見てください。これは利根川水系の話として、「水道用水の平成22年、27年、32年における不足水量については、工業用水からの用途転用や、開発中の水資源施設からの暫定水利権により対応予定」と書いてありますよね。

はい。

一応、暫定水利権により対応予定ともありますけれども、工業用水からの転用予定ということも書いてありますよね。

はい。

それから、今、渇水の話が出ましたけれども、平成になってから、一番ひどい渇水というのは、何年だったか、覚えてますか。

平成8年でしたか。ちょっと、うろ覚えなんですか。

そのとき、断水ってありましたか。

給水制限は、30%くらいあったと思います。

実際に、市民生活に影響は出ましたか。

断水そのものはないというふうには聞いておりますけれども、高台のほうの水の出が悪いとか、そういうものは聞いております。

水の出がちょっと悪くなつたという程度の話でしょう。

ちょっとというのが、どれだけ我慢すればいいのかという話になりますけどね。

戦後、茨城県内で断水が起つたということはありましたか。

断水というのは、取水制限をしたという意味ですか。

水が出なくなつた。

水が出なくなつたということは、私の記憶では、なかつたのかなと

いうふうに思っております。

被告ら代理人

甲第4号証、乙第160号証を示す

先ほどの42ページのところです。米印の1ですけれども、確かにここは那珂水系の話ですよね。

はい。

しかし、那珂水系は、表4、県全体の中にカウントされますね。

はい。

そうすると、那珂水系を介して、県全体に関係してますよということなんですよね。

はい。

裁判官（馬場）

安定供給という観点から水需給バランスの見通しを立てるときに考慮した要素としては、負荷率の話は先ほど出たんですけれども、ほかの要素を考えるときにも、安定供給という観点を入れて、数値を決めているんですか。

安定供給って、地下水の問題とか、有収水量を出すときの有収率とか、いろんなデータが絡んでくるんですよね。その水需要を出すときに、まあ、要するに、ぎりぎりで出すのか、政策的に安定を求めて、少し多めに出すのかというふうなことがございますので、まあ、一番大きいのは、その負荷率の問題かなという感じはいたしておりますけれども。

そうすると、負荷率の問題が一番大きいけれども、それ以外の、併用井戸の転用の可能性だとか、その他、変動予想を見積もるときに、各変動予想について、安定供給の観点から、少しずつ多めに見積もっていったということになるんですか。

まあ、基本的な姿勢としては、やはり、足りなくなるというのが一

一番困るので、例えば、井戸の併用も、最悪の場合には、掘り替えということもあるわけですよね。その場合に、水道には乗っかっていますよと。水道に乗っかっているんだけれども、今まで井戸水を使っていたものを全部水道で賄うといった形が増えてくると、その分の水手当てをしておかないと、困っちゃうわけですよね。ですから、その辺のところ、どこまで見るかという問題もあるのかもしれません、行政としては、安全側に見ておかないと、足りなくなるというのは非常に困る。つまり、井戸がかれちゃって、それで、掘り替えるときに莫大な費用が掛かると、もう水道一本にするよという方が増えてきたときに、もう水がありませんということが一番困るので、そういう観点から、そういうふうな計画の中に盛り込んだということでございます。

(以上 平塚昌子)

水戸地方裁判所

裁判所速記官	安	江	貝	子
裁判所速記官	千	葉	由	美
裁判所速記官	平	塚	昌	子